

令和7年度高知県特別職報酬等審議会 事務局試案

I 報酬及び給料の額について

【試案】本県における一般職との均衡及び他団体の改定状況の観点から、次のとおり引上げを行うことが適当（施行日：令和8年4月1日）。

区 分		知 事	副知事	教育長	議 長	副議長	議 員		
現行額		1,220,000	940,000	780,000	900,000	820,000	770,000		
案	【考え方】一般職の部長級の給与改定率による改正	算定による額	1,311,744	1,010,688	838,656	967,680	881,664	827,904	
	・前回の特別職の報酬等の改定(H22.4)以降の部長級の給料月額改定率(+7.52%)を元に算定	報酬等月額	1,310,000	1,010,000	840,000	970,000	880,000	830,000	
	(一般職の給与改定は、初任給及び若年層に重点を置いた改定であることから、知事に近い幹部職員(部長級)の改定率により算定)	改定額	90,000	70,000	60,000	70,000	60,000	60,000	平均改定率
	・算定結果は、四国3県の平均値となり、全国平均で見ても遜色はないもの	改定率	7.38%	7.45%	7.69%	7.78%	7.32%	7.79%	7.55%
	【端数の取扱】報酬等月額は1万円未満を四捨五入(これまでの改正ルールを適用)	全国順位 ※1	45→21	47→27	35→23	47→32	44→24	44→21	

※1: R8.1.22時点で把握しているもの(条例改正前のもも含む)

●他団体の状況

改正時期等		知 事	副知事	教育長	議 長	副議長	議 員
徳島県	令和5年度に審議会を開催したが据置(現行額:H9.4.1~)	1,300,000	990,000	820,000	950,000	860,000	810,000
香川県	令和6年度に審議会を開催し、現行額に改定(R7.4.1)	1,310,000	1,000,000	820,000	960,000	860,000	810,000
愛媛県	平成14年度に審議会を開催し、以降未開催(現行額:H8.4.1~)	1,320,000	1,010,000	880,000	970,000	870,000	820,000
四国平均	—	1,310,000	1,000,000	840,000	960,000	863,333	813,333
鳥取県	今年度に審議会を開催し、引上げ(R8.4.1~)	1,237,000	974,000	※2 799,000	999,000	871,000	813,000
島根県	今年度に審議会を開催し、引上げ(R7.8.1~)	1,290,000	1,010,000	810,000	980,000	860,000	800,000
鳥取、島根平均	—	1,263,500	992,000	804,500	989,500	865,500	806,500
全国平均	第2回審議会時点の平均報酬等月額	1,315,000	1,031,000	841,000	1,020,000	911,000	839,000

※2: 上記以内で知事が定める額

【参考】

区 分		知 事	副知事	教育長	議 長	副議長	議 員		
【一般職の改定に準じる場合】	算定による額	1,322,846	1,019,242	845,754	975,870	889,126	834,911		
	・現行額×H22以降の一般職給与累積改定率(+8.43%)	報酬等月額	1,320,000	1,020,000	850,000	980,000	890,000	830,000	
		改定額	100,000	80,000	70,000	80,000	70,000	60,000	平均改定率
		改定率	8.20%	8.51%	8.97%	8.89%	8.54%	7.79%	8.47%
		全国順位 ※1	45→18	47→21	35→21	47→27	44→22	44→21	

Ⅱ 退職手当の支給割合について

【試案】本県における一般職との均衡及び他団体の改定状況の観点から、据え置きが適当。

(1) 支給割合

	知事	副知事	教育長
現行 (H30.3.23~)	48 / 100	35 / 100	24 / 100

(2) 考え方

- ・ 支給割合については、一般職の退職手当の改定状況や他団体の支給金額等の状況を勘案し見直しを行う。
- ・ 平成29年度の審議会以降、高知県における一般職の退職手当支給割合の改定は行われていない。
- ・ 前回(令和4年度)の審議会以降、知事等の支給割合の改定が行われたのは47都道府県中2団体(滋賀県、千葉県)、改定を予定しているのは1団体(秋田県)のみで、全国的に大きな改定の動きはない。

試案どおりに報酬等月額を引き上げた場合の退職手当支給額等について

(単位：円)

	知事	副知事	教育長
A 現行 退職手当 (本則額・12月分)	7,027,200	3,948,000	2,246,400
B 給料改定後 退職手当 (本則額・12月分)	7,545,600	4,242,000	2,419,200
差額 (B - A)	518,400	294,000	172,800
全国順位 ※	46位→44位	46位→44位	36位→30位

※ R8. 1. 22時点で把握しているもの（条例改正前のものも含む）

【参考】一任期の退職手当支給額

退職手当の額＝退職の日における給料月額×在職期間の月数×支給割合

(単位：円)

	知事	副知事	教育長
A 現行	28,108,800	15,792,000	6,739,200
B 給料改定後	30,182,400	16,968,000	7,257,600
差額 (B - A)	2,073,600	1,176,000	518,400